

介護保険

問 高齢福祉課

介護保険は老後、安心して生活できるよう、みんなで支え合うことを目的とした制度です。わが国は予測よりも早く人口減少時代に突入り、先進諸国でも類をみない急速な少子高齢化によって、介護の問題が老後最大の不安要因となっています。介護が必要になっても、できる限り自立して、尊厳をもって生活することは国民共通の願いですが、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難になっています。

介護保険制度は、介護を国民みんなで支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスを安心して受けられる制度です。

対象者

保険料の支払方法などで下記のような違いがあります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保険給付の対象者	寝たきりや認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活の生活動作について常に介護が必要になった人(要介護者) 家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人(要支援者)	初老期認知症、脳血管障害など老化に伴う病気(特定疾病)によって介護が必要となった人
保険料	所得に応じて13段階に設定	加入している医療保険料の算定方法に基づいて設定
保険料の支払方法	年金額が一定以上の人は年金から天引きされ、それ以外の人は、納付書で個別に支払い	医療保険料と一体的に支払い

※65歳以上の人(第1号被保険者)には、65歳に到達する月に介護保険被保険者証を送付します。また40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)には、要介護認定を受けた際に発送します。

(以下は広告スペースです)

アタリマエを、アタリマエに。



Day Service
OTAGAISAN
sakurai

デイサービスおたがいさんでは、一日の過ごし方は利用者さんひとりひとりに提案しています。畑で仕事をするもよし、外へ出てボランティア活動をするのもよし、散歩、買い物、料理、なんでもOKです。自分で決めたことだから意欲をもってチャレンジできます!



営業時間 月曜～土曜
8:30～17:30(延長可)



奈良県エリアで
介護サービスの
提供や介護人材の
育成などを行って
います。



ゆるやかな時を創る
YURAGI 訪問介護

訪問介護事業所 YURAGI では、少しでも長く、安心して自宅で生活がしたい。退院後、家での生活が不安。短期間だけ来てほしい。家族だけではちょっと不安…。等おひとりおひとりに合わせた人生のハッピーエンドをチームでともに考えます。



株式会社おおきに

桜井市河西 775

TEL 0744-47-4562



介護保険資格手続き

▶ 転入

市民課で転入の手続きを行った後、高齢福祉課で転入に伴う介護保険の手続きを行ってください。

転入前の市町村で要介護認定を受けている人は、手続きにより転入日から認定を引き継ぐことができます。

手続きの際に必要な物

- 介護保険受給資格証明書(前住所で認定されている人)

▶ 市内転居

市民課で市内転居の手続きを行った後、介護保険被保険者証を高齢福祉課に持参してください。

手続きの際に必要な物

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証(認定を受けた人)
- 負担限度額認定証(認定を受けた人)

▶ 転出

市民課で転出の手続きを行った後、高齢福祉課で転出に伴う介護保険の手続きを行ってください。転出後の連絡先、要介護認定状況、保険料の納付状況を確認し、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証と負担限度額認定証を回収します。

要介護認定を受けている人には、介護保険受給資格証明書を発行します。

手続きの際に必要な物

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証(認定を受けた人)
- 負担限度額認定証(認定を受けた人)

▶ 死亡

介護保険資格取得・喪失届を高齢福祉課に提出してください。資格喪失の手続きを行います。

交付済みの介護保険被保険者証は、速やかに返還してください。

介護保険料などの変更のお知らせは、高齢福祉課から家族などにお知らせします。

手続きの際に必要な物

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証(認定を受けた人)
- 負担限度額認定証(認定を受けた人)



(以下は広告スペースです)

小規模多機能型居宅介護
グループホーム

より愛どころありがとう

〒633-0048 奈良県桜井市生田 235
TEL:0744-42-0089

デイサービス

しんしんリハビリテーション 菜の花

〒633-0048 奈良県桜井市生田 243-3
TEL:0744-49-3988

有限会社 **より愛** 奈良県桜井市生田 235
0744-42-0089

クリニック吉田

内科・循環器内科・消化器内科・外科
糖尿病・漢方治療・在宅医療(往診)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	△
17:00~19:30	○	○	○	△	○	○	△

橿原市膳夫町 477-19
TEL 0744-29-1368 FAX 0744-29-1378

介護老人保健施設

大和三山

橿原市膳夫町 477-17

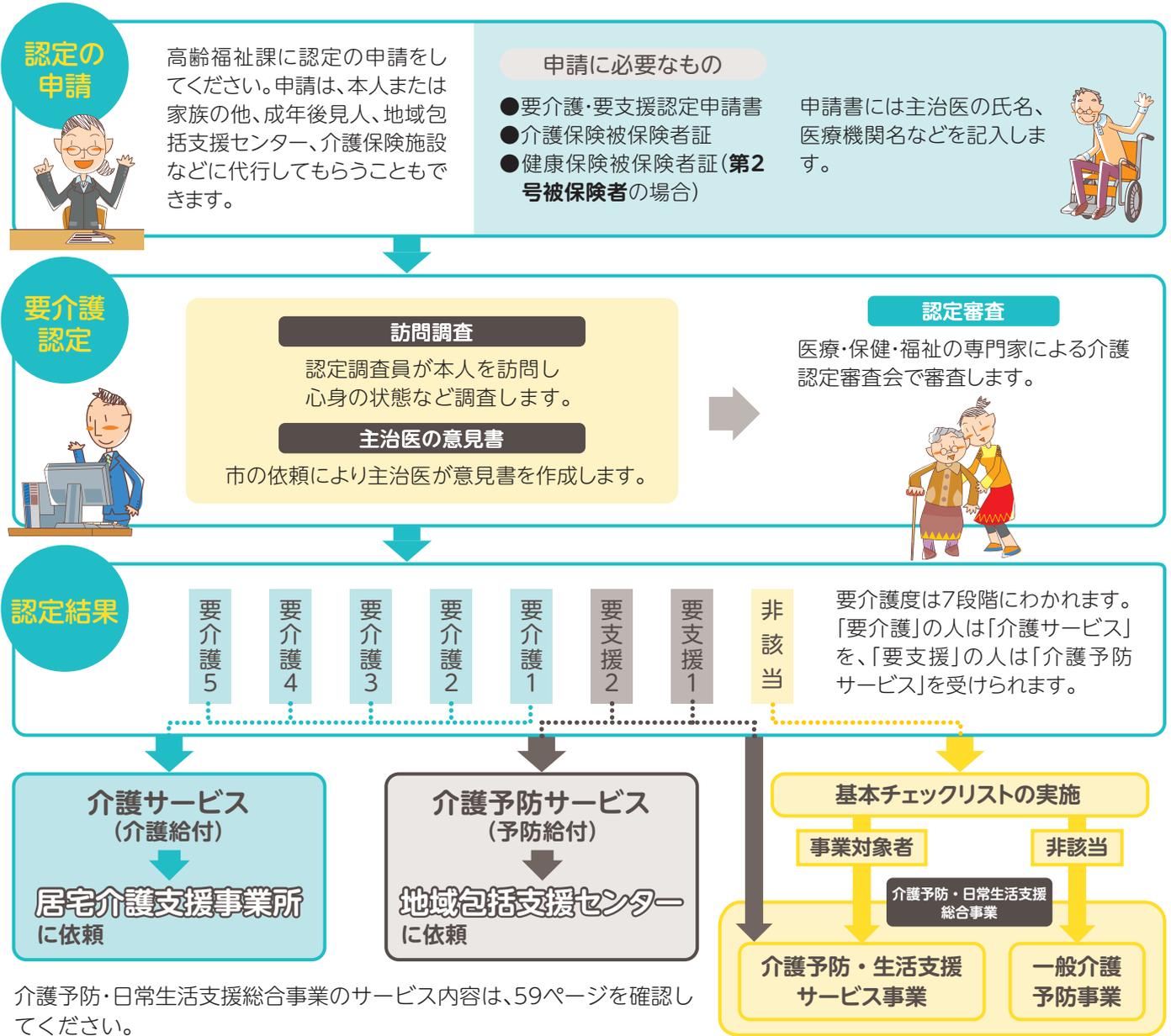
●入所 ●短期入所療養介護
●通所・訪問リハビリテーション

TEL 0744-23-6688 FAX 0744-23-6836

要介護認定・介護給付

▶ 要介護認定までの流れ

サービスを利用するためには、申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容は、59ページを確認してください。

(以下は広告スペースです)

我が家のような安らぎ時間
デイサービス
めぐり逢い

近鉄・JR「桜井駅」南へ約900m

01 認知症の方にも安心して過ごしていただける環境です。「施設見学」「無料体験」随時受付中

02 設備や機械に頼り過ぎず温かい人の手で支援します。

03 画一的なプログラムやレクリエーションは行いません。

お気軽にお問い合わせください。

TEL | 0744-49-2017(24時間受付)
FAX | 0744-49-2018(24時間受付)
E-mail | meguriai.0701@gmail.com(24時間受付)
定休日 | 日曜日
所在地 | 桜井市谷 826-7
株式会社 桜の心 代表取締役 久保田 裕一 管理者 久保田 文

介護

▶ 利用者負担の支払い・高額介護サービス費の支給

介護保険サービスを利用したときの費用は、サービスの種類や利用時間、要介護状態区分などによって細かく決められています。

所得に応じてその1割、2割または3割が利用者の負担になります。

負担割合については、介護認定者に交付される「介護保険負担割合証」を確認してください。

<p>居宅サービスを利用した場合の利用者負担</p>	<p>居宅サービスを利用した場合は、要介護状態区分ごとに、1か月に利用できるサービスの費用に上限(支給限度額)が決められています。限度額を超えたサービスを利用した場合は、超えた分の全額が自己負担になります。</p>
<p>施設サービスを利用した場合の利用者負担</p>	<p>施設サービスを利用した場合は、 (1)食事以外のサービス費用の1割、2割または3割 (2)食費・居住費の負担限度額 (3)日常生活費(など)(日用品・おやつ代・理美容代など)が利用者負担となります。 施設サービスの利用者負担は要介護状態区分などに応じて決められます。</p>
<p>1か月の自己負担が高額にならないためには…</p>	<p>《高額介護サービス費の支給》 介護保険制度では自己負担額に上限を設定しており、サービスの自己負担額がこの上限を超えた場合には、後から「高額介護サービス費」として、超過分について保険給付をします(同じ世帯に複数の利用者がいる場合は、世帯の合計額となります)。 1度申請すると、以後対象となった場合には、自動的に振込みます。 ☆福祉用具購入費や住宅改修費の1割、2割または3割負担分、介護保険給付対象外のサービスの利用負担、支給限度額を超える利用者負担は、高額介護サービス費の対象となりません。</p>

▶ 介護保険住宅改修費の支給

心身の状況などから必要と認められる場合に限り、在宅介護保険の要介護(要支援)認定者が事前に申請を行うことで、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費を支給する制度です。

支給割合

対象となる経費の9割(8割または7割)を、後から受け取ることができます。

支給限度基準額

1人につき20万円

提出書類

【申請時】

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積書(内訳がわかるもの。「工事一式」は不可)
- 住宅改修施行計画書またはそれに準ずる住宅改修図面
- 工事着手前の写真(撮影日入り、施工部ごとに全体が映るように撮影すること)
- 住宅所有者の承諾書(世帯が異なる人の所有の場合)

【申請後】

- 事前申請時書類一式
- 住宅改修に要した費用にかかる領収書(被保険者名のもの)の原本と写し
- 工事費内訳書
- 住宅改修完成後の状態を確認できる写真(撮影日入り、トイレ・浴室・廊下など各所の改修後を撮影すること)

留意事項

- 支給対象者は桜井市の介護保険被保険者で要介護または要支援の認定を受けている人です。
- 介護保険被保険者証の住所においてのみ、住宅改修費支給の対象となります。

(以下は広告スペースです)

医療・福祉・介護を必要な方に… **Yamanobe Group** QRコード

あたたかい心とともに。

介護老人保健施設
やまのベグリーンヒルズ

桜井市大豆越 104-1 ☎0744-45-5960

短期入所生活介護施設
やまのベオレンジヒルズ

桜井市大豆越 104-1 ☎0744-45-5966

ユニット型介護老人保健施設
まきむく草庵

桜井市草川 58 番地 ☎0744-45-1502

通所介護施設
デイサービスやまのベ

桜井市大豆越 104-1 ☎0744-45-0280

訪問事業所
アップル

桜井市大豆越 104-1 ☎0744-45-0604

在宅介護支援センター
やまのベ

桜井市大豆越 104-1 ☎0744-45-5962

児童発達支援・放課後等デイサービス
アミークス

桜井市辻 53 番地 ☎0744-46-3730

▶ 介護保険福祉用具購入費の支給

在宅の要介護者・要支援者が、介護保険法の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具（ポータブルトイレ・入浴補助用具など）を購入したときは、日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護（支援）福祉用具購入費を支給します。

支給割合

対象となる経費の9割（8割または7割）を、後から受け取ることができます。

支給限度基準額

1人につき10万円

提出書類

- 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書
- 領収書（被保険者のフルネームのもの）の原本と写し
- 福祉用具サービス計画書
- 福祉用具のパフレットの写し

留意事項

- 介護保険の要介護認定を受けているかどうか確認してください。
- 福祉用具購入費の対象となる用具かどうか確認してください。
- 福祉用具のパフレットの写し、福祉用具購入の領収書がない場合は支給できません。

▶ 介護予防・日常生活支援 総合事業

問 高齢福祉課

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けられるよう支援するため、地域の実情に応じたサービスを充実させていく事業です。

要支援認定者・要支援認定相当者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の人ができる「一般介護予防事業」の2つの事業があります。介護の専門職に加え、ボランティアや住民など様々な団体が参加し、必要なサービスの充実や地域の支え合い体制づくりを推進していきます。

介護予防・生活支援サービス事業

利用できる人

- 要介護認定で「要支援1、2」と認定を受けている人
- 基本チェックリストを受けて介護予防・生活支援サービス事業対象者と認定された人



介護

（以下は広告スペースです）

特殊詐欺

気づいて防ごう！

気をつけて！ こんなことがあったら…
特殊詐欺の可能性あり！

還付金詐欺

出典元：
警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成

特殊詐欺

気づいて防ごう！

気をつけて！ こんなことがあったら…
特殊詐欺の可能性あり！

融資保証金詐欺

出典元：
警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成

「生活行為向上リハビリテーション」に特化した
桜井市の地域密着型デイサービス

リハビリテーションデイサービス
よろこび広場
YOROKOBI HIROBA
桜井市芝 24-5
施設見学・お問合せ TEL.0744-55-4333

介護用品レンタル・販売・住宅改修
ウィルライフ
TEL 0744-43-0707
桜井市三輪 417-3



▶ 通所型サービス

名称	内容
予防型デイ	デイサービスセンターに通い、食事・入浴などの介助や日常生活動作の訓練などを行います。
機能訓練デイ	半日程度の機能訓練に特化したデイサービスです。デイサービスセンターに通い、生活機能向上のための機能訓練などを行います。
ミニデイ	半日程度のミニデイサービスです。デイサービスセンターに通い、食事・入浴などの日常生活上の介助の提供を行います。
短期集中予防サービス	専門職が、短期間(3か月間)でリハビリを集中的に行います。

▶ 訪問型サービス

名称	内容
予防型身体ヘルプ	ヘルパーが訪問し、身体介護(食事や入浴の介助など)と軽度な生活援助(調理、洗濯、掃除など)を利用者とともにを行います。
生活援助ヘルプ	身体介護は必要ないが、家事などの生活援助が必要な人に対し、ヘルパーが訪問し、軽度な生活援助(調理、洗濯、掃除など)を利用者とともにを行います。

一般介護予防事業

高齢者がフレイル(虚弱)状態になることを予防するために、75歳以上で介護認定を持っていない人に、元気度チェックを毎年送付しています。チェックの結果フレイル状態が疑われる人には、看護師や保健師などの専門職が電話や訪問を行うことで状態を確認し、必要な支援を行います。

▶ 桜井市地域包括支援センター

問 高齢福祉課

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護・医療・健康・福祉など、さまざまな面から皆さんを支えるための拠点となる機関です。

地域包括支援センターには、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士などの専門職がおり、専門性を活かして相談を受け付けています。

▶ こんなときは相談してください

- 今の健康を維持したいけど、どうすればいい?
 - デイサービスやヘルパーなどの介護保険サービスを使いたいけど、どうすればいい?
 - 自分や家族が認知症かもしれない
 - 一人暮らしで今後の財産の管理が心配
 - 近所の高齢者がなんだかいつもと様子が違う など
- 他にも何か気にかかることや困っていることがあれば、気軽に相談してください。

担当校区	名称	所在地	電話番号
桜井中学校区	桜井市地域包括支援センターのぞみ	大字阿部1070	42-5590
桜井東中学校区	桜井市地域包括支援センターきずな	大字出雲1642	44-3655
大三輪中学校区	桜井市地域包括支援センターひかり	大字大豆越104-1	45-3651
桜井西中学校区	桜井市地域包括支援センターきぼう	大字阿部323	46-1023

介護

(以下は広告スペースです)

奈良県指定事業所

ユースフルレイン



あなたの笑顔がみたいから

日頃のちょっとしたお困りごとは
レンタルブレインにお任せください。

福祉用具の販売
福祉用具のレンタル
介護リフォーム

桜井市大字戒重 250-5 ヒラタビル1F

TEL: 0744-43-1802



発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

段差のないUDブロック



段差がないから安全に歩ける

杖を持った方や車椅子・ベビーカーもスムーズな通行ができます。

路面誘導サイン



車いすの方や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。